

監査人の監督に関する原則

証券監督者国際機構 (IOSCO) 専門委員会ステートメント 2002年10月

前文

投資家の信認が世界の金融市場の成功の基礎的条件である。この信認は、投資家が資本配分の意思決定を行う際に信頼できる財務情報を有するかどうかにかかっている。

証券規制の目的には、投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスクの軽減が含まれる。こうした目的のため、投資家の決定に重要な財務結果等の情報が十分、適時かつ正確に開示されるべきである。

独立した監査人は、財務諸表が会計基準に従って適正に企業の財政状態・業績を表していると証明することにより、財務情報の信頼性向上に重要な役割を果たしている。

会計専門家及び監査の独立性に対する効果的な監督が、財務報告の信頼性にとって非常に重要である。証券監督者国際機構 (IOSCO) 専門委員会は、公開企業の財務諸表を監査する監査人の監督に関する一般原則を整備した。

現在、IOSCO 専門委員会のメンバー国においては、多様な監査人監督制度が存在している。多くの場合、これら現行制度は、財務報告の欠陥、自主規制の枠組みで明らかになった問題点、国民の期待の変化、新たな立法措置等の結果として、見直しが行われているところである。ある国では、自主規制の下での監査法人同士によるピアレビューが失敗し、新たな立法措置により、会計職業専門家から独立した、規則制定、検査及び懲戒の権限を有する監査人監督機関を創設することとなった。その他多くの国でも、監査人監督の方法や枠組みを変更することを公表している。

ここで示されている原則は、IOSCOメンバー国における法制、事業及び専門職業の環境が幅広く異なる中で、証券市場規制当局等が監査人監督の規制枠組みを整備し、強化することを手助けすることを意図している。

監査人の監督に関する原則

監査人の監督は、監査法人の内部、職業専門団体、公的・民間の監督機関や政府の監督等、幾つかの態様によって行われ得る。

監査人は、公益のために活動しかつそう見られる機関の監督に服するべきである。監査人監督機関の性格や監督方法は国ごとに異なるが、IOSCOは、効果的な監督は一般に以下を含んでいると考える。

・ 監査人が適切な資格・能力を有し、専門的能力を維持することを要求するとともに、適切な技能・能力が維持されていない場合に公開企業を監査する権能を取り消すメカニズム。

・ 監査人が監査対象企業から実際上かつ外観上独立していることを要求するメカニズム。効果的な基準、定期的な評価及び監督によって、一般に独立性維持の見込みが高まる。

・ 公益のために活動する機関が、監査の品質管理の環境とともに、当該国の監査基準、独立性基準及び倫理基準の品質と実施に対する監督を行うメカニズムが存在するべきである。

・ 監査人が、監査職業専門家から独立した監査監督機関、職業専門団体が監督機関の場合には独立機関によって監督されている監査監督機関の規律に服することを要求するメカニズムが存在するべきである。監査人監督機関は、公益のために運営され、適切なメンバーシップ、適当な任務憲章、監査職業専門家に統制されない十分な財源を有しなければならない。

監査人監督機関は、上場公開企業の財務諸表を監査する監査法人の監査手続及び実務を定期的にレビューするための方法を確立するべきである。考慮の対象は以下の事項を含む。

- a . 監査人の独立性、廉潔性及び倫理
- b . 監査の客観性
- c . 担当者の選定、研修及び監督
- d . 監査依頼の引受け、継続及び終了
- e . 監査の方法論
- f . 監査の遂行、すなわち一般に認められた監査基準の遵守
- g . 監査期間中に生じた困難な問題に関する協議及び意見の相違の解決
- h . 他のパートナー会計士によるレビュー
- i . 経営陣、監督機構及び監査機構とのコミュニケーション
- j . 財務報告の規制機関とのコミュニケーション
- k . 継続的専門教育の提供

監査人監督機関は、専門能力、監査担当者のローテーション、監査対象企業による会計士の雇用、コンサルティング等の非監査業務等についても取り組むべきである。

・ 監査人監督機関は、発見された問題の是正措置を要求し、監査人・監査法人に制裁を課すための懲戒手続を実施する権限を有するべきである。

・ IOSCOメンバーは、直接にまたは自国内の監査人監督機関と協調して、不適当な監

査等の監査人監督に係る問題の検査または調査の努力に、許容される最大限の協力を互いに行うよう促される。また、メンバーは、各国の協力関係を増進する取組みについても模索するよう促される。

このステートメントは、IOSCO専門委員会の議長委員会において整備され、IOSCO全メンバーに示される前に、通常の適正手続に従って承認された。IOSCOメンバーは、これらの原則を受け入れ、原則を踏まえて行動することが促される。

(以上)

<本件に関する照会先>

金融庁総務企画局

国際課 渉外3係 (内線 3164)

市場課企業開示参事官室 国際会計係 (内線 3663)